

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 29 日

関係団体 各位

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」等について（参考送付）

標記について、今般、別添のとおり通知を发出了しましたので、御了知の上、本法制度への御協力を賜りますとともに、関係者に対する本制度の周知につき御配慮願います。

（送付文書一覧）

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件
- 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について
 - ・「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について」の正誤表の送付について（令和8年5月27日付け事務連絡）
- 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて
 - ・「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」の正誤表の送付について（令和8年5月13日付け事務連絡）
 - ・「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」の正誤表の送付について（令和8年5月26日付け事務連絡）
- 医療観察診療報酬明細書等の記載要領について